企画競争説明書

業務名称： カンボジア国幹線道路における道路交通安全改善プロジェクト【有償勘定技術支援】

調達管理番号： 20a00631

【内容構成】

第１　企画競争の手続き

第２　プロポーザル作成に係る留意事項

第３　特記仕様書案

第４　業務実施上の条件

注）本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ（PDF）」とさせていただきます。
詳細については「第１　７．プロポーザル等の提出」をご確認ください。

２０２０年１１月４日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第３「特記仕様書案」、第４「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとしています。

第１　企画競争の手続き

１　公示

公示日　２０２０年１１月４日

２　契約担当役

理事　植嶋　卓巳

３　競争に付する事項

（１）業務名称：カンボジア国幹線道路における道路交通安全改善プロジェクト【有償勘定技術支援】

（２）業務内容：「第３　特記仕様書案」のとおり

（３）適用される契約約款：

（　）「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。

（○）「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

（４）契約履行期間（予定）：２０２１年２月　～　２０２４年４月

以下の４つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定していま

す。
第１期：２０２１年２月　～　２０２１年４月
第２期：２０２１年４月　～　２０２４年４月
なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。
契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が１２ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

（５）前金払の制限

本契約（第2期）については、契約履行期間が１２ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（４）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

１）第１回（契約締結後）：契約金額の１３％を限度とする。
２）第２回（契約締結後１３ヶ月以降）：契約金額の１３％を限度とする。
３）第３回（契約締結後２５ヶ月以降）：契約金額の１３％を限度とする。

４　窓口

【選定手続き窓口】
〒102-8012　東京都千代田区二番町５－２５　二番町センタービル
独立行政法人　国際協力機構　調達・派遣業務部
【契約第一課、鈴木智良、Suzuki.Tomoyoshi@jica.go.jp】
注）持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。
【事業実施担当部】
社会基盤部運輸交通グループ　第一チーム

５　競争参加資格

（１）消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則(調)第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

１）破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成

11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

２）独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

３）独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程(調)第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

（２）積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

１）全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

２）日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（３）利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

（例１：特定の排除者はありません。）

（４）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者

印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

６　説明書に対する質問

（１）質問提出期限：２０２０年１１月１３日（金）１２時

（２）提出先：上記「４．窓口　【選定手続き窓口】」

注１）原則、電子メールによる送付としてください。

注２）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（３）回答方法：２０２０年１１月１９日（木）までに当機構ウェブサイト上にて行います。

（URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

７　プロポーザル等の提出

（１）提出期限：２０２０年１２月４日（金）１２時

（２）提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（１）の提出期限日の４営業日前から１営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」を参照願います。（URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1　）

（３）提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

（４）提出書類：プロポーザル及び見積書

（５）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

１）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

２）同一提案者から２通以上のプロポーザルが提出されたとき

３）虚偽の内容が記載されているとき

４）前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（６）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された**「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020 年 4 月）**を参照してください。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html）

１）「３　競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
２）以下の費目については、別見積りとしてください。
ａ）旅費（航空賃）
ｂ）旅費（その他：戦争特約保険料）
ｃ）一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
ｄ）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
ｅ）その他（以下に記載の経費）
- 本邦研修に係る経費
- 資機材購入費
- 新型コロナウィルス感染拡大防止に関連し、カンボジア政府機関等が
- 外国人入国や隔離措置に際して、義務付けているエビデンス(文書や検査等)取得にかかる経費

３）以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
＜該当費目なし＞
４）外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
ａ）現地通貨 KHR＝0.026200 円
ｂ）US$１　　＝105.613000 円
ｃ）EUR１　　＝123.632000 円
５）その他留意事項 *＜特記事項なし＞*

８　プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、**別紙の「プロポーザル評価配点表」**に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、**「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」**の**別添資料１「プロポーザル評価の基準」**及び**別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」**を参照してください。
（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html）

（１）評価対象業務従事者について
プロポーザル評価配点表の「３．業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。
１）評価対象とする業務従事者の担当専門分野
ａ）業務主任者／交通安全計画
ｂ）交通事故データベース及びマクロ分析
２）評価対象とする業務従事者の予定人月数
約　３０．０８Ｍ／Ｍ

（２）評価配点表以外の加点について
評価で６０点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の２点について、加点・斟酌されます。
１）若手育成加点
【オプション１】
本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46 歳以上）と若手（35

～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律２点の加点（若手育成加点）**を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の**別添資料３「業務管理グループ制度と若手育成加点」**を参照ください。

２）価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第１位と第２位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第１位の者の点数の２．５％以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として２．５点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

（当該者の見積価格－最低見積価格）／最低見積価格×１００（％）

最低見積価格との差（％）に応じた価格点

最低価格との差（％）	価格点
３％未満	２．２５点
３％以上　５％未満	２．００点
５％以上　１０％未満	１．７５点
１０％以上　１５％未満	１．５０点
１５％以上　２０％未満	１．２５点
２０％以上　３０％未満	１．００点
３０％以上　４０％未満	０．７５点
４０％以上　５０％未満	０．５０点
５０％以上　１００％未満	０．２５点
１００％以上	０点

（３）契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

１）競争参加者の競争参加資格要件を確認。

２）プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。

３）評価が６０点未満であったプロポーザルを失格として排除。

４）若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに２点を加算。

５）評価点が僅少（最高評価点との点差が 2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。

６）上記、１）～５）の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

９　評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を２０２１年１月８日（金）までにプロポーザ

ルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。
なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。
（１）プロポーザルの提出者名
（２）プロポーザルの提出者の評価点
以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
①コンサルタント等の法人としての経験・能力
②業務の実施方針等
③業務従事予定者の経験・能力
④若手育成加点＊
⑤価格点＊
＊④、⑤は該当する場合のみ
また、プロポーザルの評価内容については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として７営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp（**※アドレス変更**））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。　７営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は 30 分程度を予定しています。
注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

１０　契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。
（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html）
プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。
（１）一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
１）公表の対象となる契約相手方取引先
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア．当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
イ．当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の３分の１以上を占めていること
２）公表する情報
ア．対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
イ．直近３か年の財務諸表における当機構との間の取引高
ウ．総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
エ．一者応札又は応募である場合はその旨
３）情報の提供方法
契約締結日から１ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。
（２）関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第 13 章第 6 節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第 13 章第 7 節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

１１　誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

（１）反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア．競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ．役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。

ウ．反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

エ．競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ．競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ．競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ．競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク．その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（２）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

１２　資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（　）に○を付したものが、指示内容です。）

~~（　）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。~~

~~1．本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。~~

~~本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式５（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。~~

~~2．本件業務の受注者（ＪＶ構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。~~

~~（　）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（ＪＶ構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。~~

~~（　）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（ＪＶ構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。~~

１３　その他留意事項

（１）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

（２）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

（３）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

（４）プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除しま

す。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

（５）虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

（６）プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

１）調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」＞「調達ガイドライン、様式」＞「コンサルタント等契約　関連ガイドライン／個別制度の解説」

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html）

２）業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」＞「調達ガイドライン、様式」＞「様式　業務実施契約」

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html）

第２　プロポーザル作成に係る留意事項

１　プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、**「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」**の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html）

（１）コンサルタント等の法人としての経験、能力

１）類似業務の経験

注）類似業務：交通安全に関する各種業務

２）業務実施上のバックアップ体制等

３）その他参考となる情報

（２）業務の実施方針等

１）業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引き現地との人の往来が困難な状況が継続する可能性もあると考えます。現地渡航が当初予定から延期になる場合を想定し、事前に実施できる国内業務についても提案があればプロポーザルに記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

２）業務実施の方法

１）及び２）を併せた記載分量は、２０ページ以下としてください。

３）作業計画

４）要員計画

５）業務従事予定者ごとの分担業務内容

６）現地業務に必要な資機材

７）実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

８）その他

（３）業務従事予定者の経験、能力

１）業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者１名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの**別添資料３「業務管理グループ制度と若手育成加点」**を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

２）評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／交通安全計画
- 交通事故データベース及びマクロ分析

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／交通安全計画）】

ａ）類似業務経験の分野：道路交通計画策定に関する業務

（なお、交通安全計画の策定、交通安全施設の調

査・分析・設計業務のいずれかまたは複数の経験を有していることが望ましい。）

ｂ）対象国又は同類似地域：カンボジア国及び全世界

ｃ）語学能力：英語

ｄ）業務主任者等としての経験

【業務従事者：交通事故データベース及びマクロ分析】

ａ）類似業務経験の分野：道路交通事故に関する調査・検討・分析業務

ｂ）対象国又は同類似地域：カンボジア 及び 全世界

ｃ）語学能力：なし

２　プロポーザル作成上の条件

（１）自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICA にて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の４分の３までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の２分の１までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注１）共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注２）複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注３）評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注４）評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注５）補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注６）通訳団員については、補強を認めます。

（２）外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ＯＤＡの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活

用上限は、当該業務全体の業務従事人月の２分の１及び業務従事者数の２分の１を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

３　プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表
別添：プレゼンテーション実施要領

別紙

プロポーザル評価配点表

評　価　項　目	配　点	
１．コンサルタント等の法人としての経験・能力	（１０）	
（１）類似業務の経験	６	
（２）業務実施上のバックアップ体制等	４	
２．業務の実施方針等	（４０）	
（１）業務実施の基本方針の的確性	１８	
（２）業務実施の方法の具体性、現実性等	１８	
（３）要員計画等の妥当性	４	
（４）その他（実施設計・施工監理体制）	―	
３．業務従事予定者の経験・能力	（５０）	
（１）業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	（３４）	
	業務主任者のみ	**業務管理グループ**
① 業務主任者の経験・能力：　業務主任者／交通安全計画	（２７）	（１１）
ア）類似業務の経験	１０	４
イ）対象国又は同類似地域での業務経験	３	１
ウ）語学力	５	２
エ）業務主任者等としての経験	５	２
オ）その他学位、資格等	４	２
② 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／○○○○	ー	（１１）
ア）類似業務の経験	ー	４
イ）対象国又は同類似地域での業務経験	ー	１
ウ）語学力	ー	２
エ）業務主任者等としての経験	ー	２
オ）その他学位、資格等	ー	２
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	（７）	（１２）
ア）業務主任者等によるプレゼンテーション	７	７
イ）業務管理体制	ー	５
（２）業務従事者の経験・能力：交通事故データベースおよびマクロ分析	（１６）	
ア）類似業務の経験	１０	
イ）対象国又は同類似地域での業務経験	３	
ウ）語学力	０	
エ）その他学位、資格等	３	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に１名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に１名）の出席を認めます。

１．実施時期：　１２月１０日（木）
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

２．実施場所：当機構本部（麹町）

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話またはSkypeによる実施とする可能性があります。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。

３．実施方法：
（１）一社あたり最大、プレゼンテーション１０分、質疑応答１５分とします。
（２）プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達・派遣業務部契約第一課まで報告するものとします。機材の設置にかかる時間は、上記（１）の「プレゼンテーション１０分」に含まれます。
（３）海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記（２）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。
ａ）電話会議
通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
ｂ）Skype 等のインターネット環境を使用する会議
競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注）当機構在外事務所及び国内機関のJICA-Netの使用は認めません。

以　上

第３　特記仕様書案

１．プロジェクトの背景

カンボジア王国（以下、「当国」）においては、鉄道整備が遅れており、道路輸送が国内輸送の中心的役割を果たしている。また、当国はタイ及びベトナムに挟まれ、2010年にASEAN首脳会合において承認された「ASEAN連結性マスタープラン」で連結性強化に向けた取組が進められている南部経済回廊の中央に位置し、地域的な物流の中継基地となることが期待されている。当国の運輸インフラは1991年の内戦終了時から我が国や世界銀行、アジア開発銀行等国際社会の支援を得て修復が進められており、道路・橋梁インフラの基幹部分については修復・整備が一巡しつつある。しかし、内戦後の応急修復箇所の劣化や幅員不足等の箇所もあり、今後の当国の経済発展による国内・国際物流の増加に対応するためには既存道路の改修が課題となっている。 中でも国道5号線は、首都プノンペンと第3の都市バッタンバンを経由してタイ国境を結ぶ当国の基幹道路であるとともに、南部経済回廊の一部をなしており、メコン地域の産業大動脈として機能することが期待されている。

こうした状況を踏まえ、我が国は、円借款「国道5号線改修事業（バッタンバンーシソポン間）」（2013年～2021年）、「国道5号線改修事業（プレッククダムースレアマアム間）」（2014年～2023年）、及び「国道5号線改修事業（スレアマアムーバッタンバン間及びシソポンーポイペト間）」（2015年～2024年）（以下、「附帯の円借款」）を通じて国道5号線の改修の支援を推進している。

他方、当国では、モータリゼーションが加速し、これに伴う交通混雑の深刻化や交通事故の多発など交通環境の悪化が顕著となっている。当国政府が発表した「2017 Summary Report: Road Crashes and Casualties in Cambodia」では、当国における交通事故死亡者数は2006年の1,292人から2015年には2,232人に、人口10万人あたりの交通事故死亡者数は2006年の9.6人から2015年には14.5人に増加している。とりわけ、国道5号線を含む幹線道路の交通事故による問題が深刻であり、交通死亡事故の約74%が幹線道路上で、さらに幹線道路上の死亡事故のうち約18%が国道5号線上で発生しているとされている。

かかる状況を踏まえ、引き続き経済成長が見込まれる中、交通量の増大とともに交通事故数や交通事故死傷者の増加も想定されることから、国道5号線をはじめとする幹線道路における道路交通安全に関する対策が喫緊の課題となっている。これを受け、当国政府は我が国に対して「幹線道路における道路交通安全改善プロジェクト」の実施を要請した。本事業は、附帯の円借款を通じて改修を支援している国道5号線上において、交通安全対策の検証、交通安全対策に係る組織体制の強化・人材育成、啓発活動の促進等を行うことにより、周辺住民等の安全を確保しつつ附帯の円借款の事業目的である対象地域における輸送能力の増強及び輸送効率の改善に貢献するものである。

２．プロジェクトの概要

（１）プロジェクト名

幹線道路における道路交通安全改善プロジェクト

（２）対象地域

カンボジア国道5号線上のパイロットエリア。具体的パイロットエリアはプロジェクト開始後詳細計画策定フェーズにおいて選定する。

（３）関係官庁・機関

実施機関：公共交通運輸省（Ministry of Public Works and Transport。以下、「MPWT」という。）

関係機関：内務省（Ministry of Interior）
保健省（Ministry of Health）
教育・青年・スポーツ省（Ministry of Education, Youth and Sports）
交通警察（Department of Traffic Police and Public Order）

（４）上位目標

対象地域における輸送能力の増強及び輸送効率が改善し、もってカンボジアの経済発展が促進される。

（５）プロジェクト目標

国道5号線のパイロットエリアにおける交通事故死亡者が減少する。

（６）期待される成果

成果１：カンボジア政府における交通安全に係る調査分析・計画策定能力が改善される。
成果２：国道5号線上のパイロットエリアでの活動を通じて、関係機関の安全な道路対策能力が向上する。
成果３：国道5号線上のパイロットエリアでの活動を通じて、関係機関の交通取締り対策能力が向上する。
成果４：国道5号線上のパイロットエリアでの活動を通じて、関係機関の行動変容促進のための対策能力が向上する。
成果５：国道5号線上のパイロットエリアにおいて総合的な交通安全プログラムが実施される

（７）活動（暫定）[1]

活動１－１：既存の交通事故データベースシステムや交通警察官等による道路交通事故捜査についてレビューする。
１－２：交通警察官等の事故捜査能力向上のための研修を実施する。
１－３：道路交通事故データベース及びその更新方法の改善を検討する。
１－４：MPWT及び関係機関に対して交通事故データ分析能力に関する研修を実施する。
１－５：交通事故データ分析結果等を基に半期、年次交通事故報告書を発行する。
活動２－１：国道5号線を対象として交通事故分析に基づく事故多発地点を抽出する。
２－２：事故多発地点を中心とした区間や地域を対象に交通安全監査を実施し、交通事故要因を明らかにする。

[1] 活動に関しては、詳細計画策定フェーズにて検討の上、最終化予定（５．（４）参照）

２－３：交通安全監査の結果を基に交通安全監査マニュアルを作成する。
２－４：国道5号線上にある事故多発区間や地域を対象として交通事故分析及び交通安全監査に基づく技術的交通安全対策を検討する。
２－５：技術的交通安全対策の検討をベースに道路施設対策マニュアルを作成する。
活動３－１：国道5号線上のパイロットエリアにおける道路交通違反の状況について情報収集する。
３－２：国道5号線事故多発区間や地域を対象とした交通違反取締り活動に係るパイロットプロジェクトを実施する。
３－３：パイロットプロジェクトの結果を基に、交通違反取締りに係る実施運用マニュアルを作成する。
活動４－１：国道5号線沿線のパイロットエリアにおける利用者（歩行者、自動二輪、車両等）に関する交通事故データを収集し、危険な行動の特定・分析を行う。
４－２：MPWTや交通警察等を対象に、危険な行動習慣を変容させるための研修を実施する。
４－３：行動変容に関する活動マニュアルを作成する。
活動５－１：総合的な交通安全プログラム（工学面、教育面、取締面の対策含む）の詳細計画を策定する。
５－２：詳細計画に基づき、総合的な交通安全プログラムを実施する。
５－３：総合的な交通安全プログラムの活動内容、成果、教訓等を評価報告書に取りまとめる。

３．業務の目的

カンボジア国「幹線道路における道路交通安全改善プロジェクト【有償勘定技術支援】」に関し、JICAがカンボジア側と締結した当該プロジェクトに係るR/Dに基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

４．業務の範囲

本業務は、当該プロジェクトに係るR/Dに基づいて実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「３．業務の目的」を達成するために、「５．実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「６．業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

５．実施方針及び留意事項

（１）カンボジア政府における道路交通安全政策と道路交通安全に関する体制

カンボジア政府は、道路交通安分野に関する上位政策として、2014年に「国家道路交通安全政策（National Road Safety Policy）」を策定し、「当国における交通事故者ゼロ」を上位構想として掲げて当国における交通安全分野の政策指針を示すとともに、当該上位政策を具体化するための「国家交通安全行動計

画2011-2020（National Road Safety Action Plan（以下、「NRSAP」）） 2011-2020）」を策定している。本プロジェクトは、上記の政策の目標達成に資する案件として位置づけられている。さらにカンボジア政府は、NRSAP 2011-2020の次期計画、NRSAP 2021- 2030策定に向けた検討を進めている。本プロジェクトではNRSAP 2021-2030策定にかかる支援は想定していないが、NRSAP 2021-2030の策定状況についてフォローすること。

また、カンボジア政府は、道路交通安全に関する課題解決タスクとして、2005年に省庁横断的な国家交通安全委員会（National Road Safety Committee（以下、 「NRSC」））を立ち上げた。NRSCの公共事業運輸省内に道路交通安全局が設置され、同委員会の事務局を兼ねる形で、様々な交通安全施策のモニタリングを中心とした事業推進に取り組んできている。NRSCとそれを取り巻く関係組織は以下図の通り。

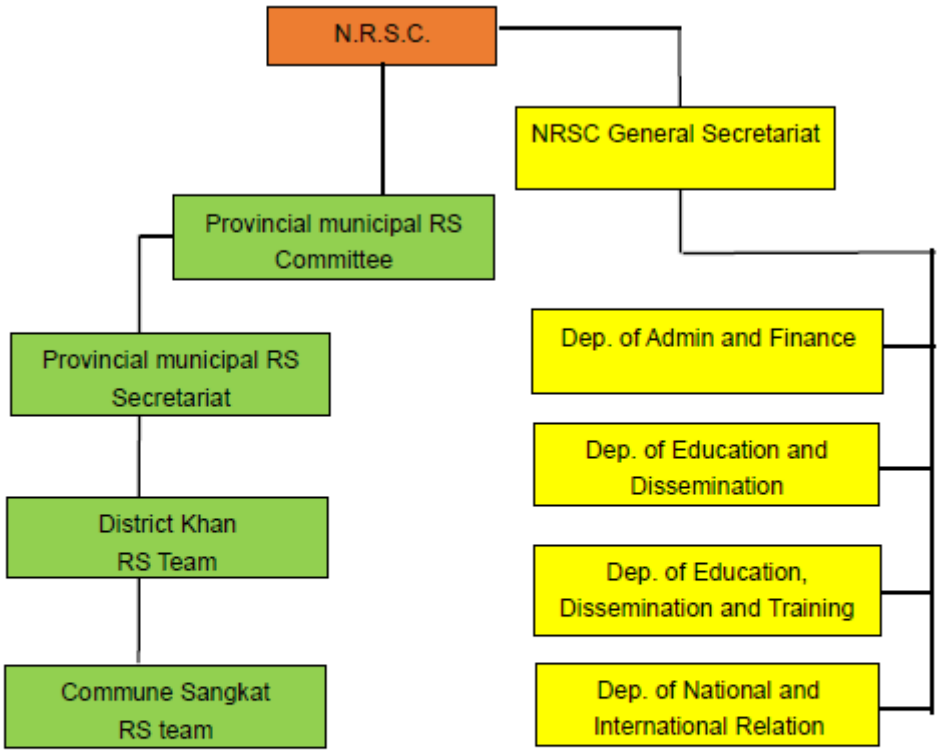

NRSC 議長：副首相兼内務省上級大臣 H.E. Sar Kheng
NRSC 副議長：公共事業運輸省上級大臣 H.E. Sun Chanthol
NRSC 事務局長：公共事業運輸省長官 H.E. Min Manavy
NRSC 事務局：公共事業運輸省道路交通安全局

本プロジェクトでは、NRSCの詳細な実施体制や、各関係省庁・機関の機能等に関して確認すること。

（２）カンボジア側実施体制と合同調整委員会（JCC）

本プロジェクトは、MPWTを主要C/Pとして、プロジェクト・ダイレクターにNRSCの事務局長を務めるMPWT長官（Secretary of State for MPWT）、プロジェクト・マネージャーにMPWT道路交通安全局局長（Director to

Department of Road Traffic Safety for MPWTが配される予定である。

またプロジェクトを全般的に管理するために、MPWT長官を議長として、少なくとも年1回の合同調整委員会（JCC）を開催することとする。現行の活動計画（Plan of Operation。以下、「PO」）上は、6ヵ月に1回開催する計画としている。

JCCの傘下には、R/D Annex2のプロジェクト・デザイン・マトリックス（Project Design Matrix。以下、「PDM」）に示した5つの成果（アウトプット）ごとに作業部会（Working Group。以下、「WG」）が設置され、各活動の計画策定、進捗管理、課題への対応、成果発現の管理等を行う。

なお、JCC、WG及び関係協力機関等の体制は下図の通り。

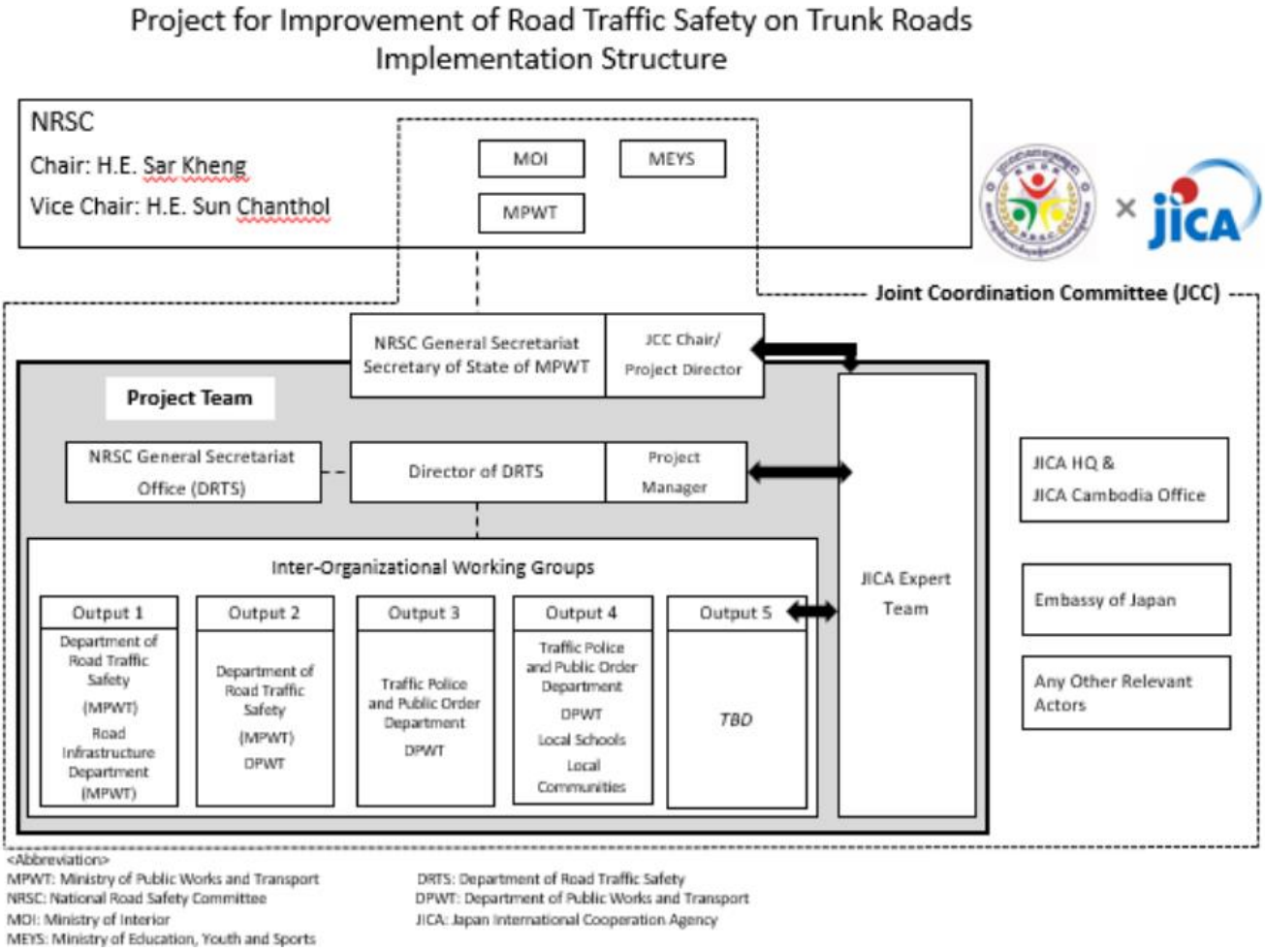

（３）交通事故情報データベースの更新

カンボジアでは、交通事故情報を集約し、交通安全行政に係る省庁や関係機関に交通事故情報を提供するための交通事故情報データベースシステム（Road Crash and Victim Information Systems（以下「RCVIS」））が2004年構築された。RCVISの交通事故データの情報源は、以下の図の通り、病院及び警察経由の二通りある。

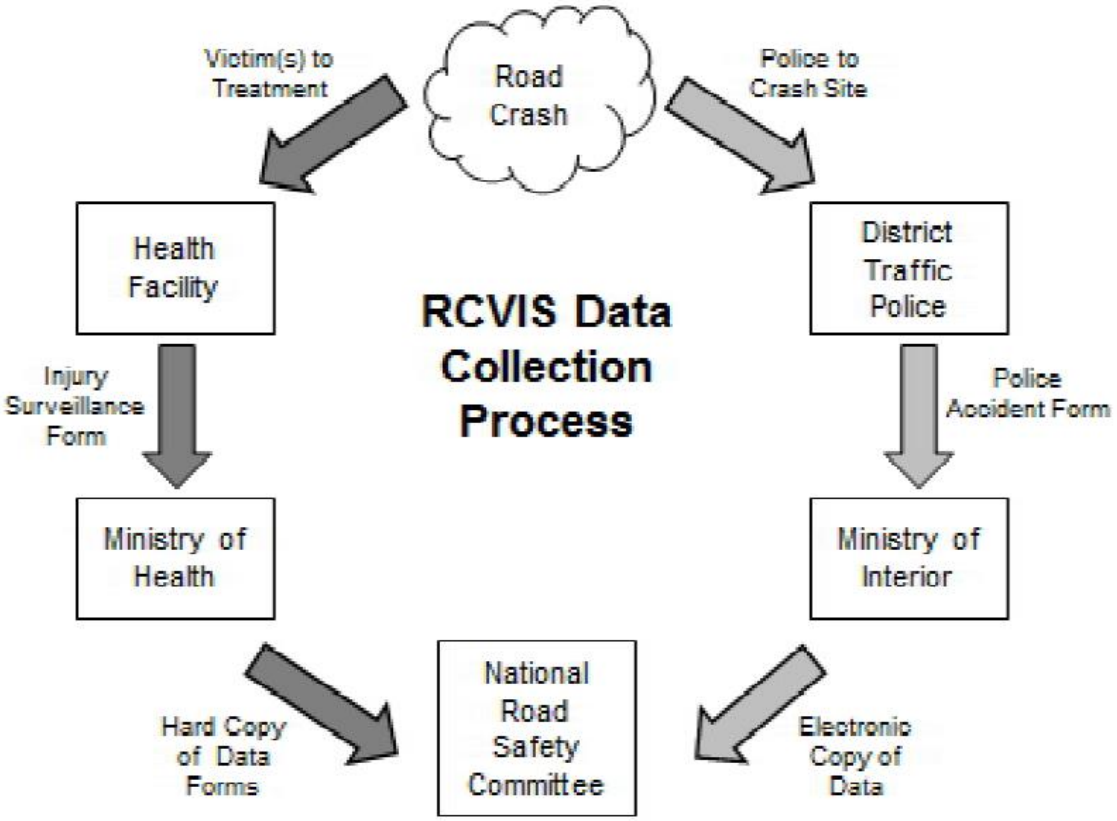

本プロジェクトでは、RCVISの活用状況や、運用に関する課題のレビュー、分析を行い、RCVISのシステムや運用の改善にかかる検討を想定している。

（４）二段階方式技術協力

本プロジェクトは早期実施が期待されていることから段階的計画策定（いわゆる「二段階方式」）により実施する。JICAは基本計画策定調査を2020年9月に実施済であり、プロジェクトの枠組みについてC/P機関と合意している。これに応じ、本業務は、「詳細計画策定フェーズ」と「本格活動実施フェーズ」に分け実施する。

基本計画策定調査はオンラインで実施されており、現地での調査が十分に実施できていないため、受注者は、詳細計画策定フェーズにおいては、現地踏査やC/P機関のニーズと課題の分析及びこれまでの関連する制度、関連するシステムの改善の取組み状況等の把握に努め、本プロジェクトの活動の方向性に関して、C/P機関と検討、確認すること。さらに、基本計画策定調査時のR/Dにて合意した暫定のPDM及びPOを基に、事業の詳細計画に関して、C/P機関との議論等を通し、発注者と相談・連携の上、PDM及びPOの最終案を作成する。

基本計画策定調査時に定めたPDM及びPOのうち、詳細計画策定フェーズにおいて最終化する前提で、暫定もしくは未設定の事項は以下の通り。

1) PDM
- プロジェクト期間
- 各種指標（基準値・目標値）

- 各種指標の入手手段
- 活動
- 投入計画

2) PO
- 活動計画

3) その他
- 事業に参画する関係機関（JCC や WG の構成員）

発注者はPDM及びPOの最終案の作成後、C/P機関と最終化したPDMやPOを合意し、R/Dの締結を予定している。

本格活動実施フェーズにおいては、詳細計画策定フェーズによって最終化し、発注者とJICAがR/Dによって合意したPDMやPOの活動計画に沿って活動を実施することを想定している。本格活動実施フェーズ時も随時更新する活動計画の中で本プロジェクトを取り巻く環境に変化があった場合は、受注者は必要に応じて、活動内容の変更を提言できる。発注者はこれらの提言について、遅滞なく検討し、必要な措置（C/P機関とのR/Dの変更、受注者との契約の変更等）を取ることとする。

（５）円借款事業と本プロジェクトの関係

本プロジェクトは円借款附帯プロジェクトであり、以下の円借款事業の附帯事業（以下、「附帯の円借款事業」）として位置づけられ、本プロジェクトと附帯の円借款事業が同一の事業としての実施が想定されている。このため、本プロジェクトの詳細計画作成の際には、附帯の円借款事業の実施状況等を十分に踏まえること。なお、本プロジェクトのパイロットエリアは、附帯の円借款事業の事業対象地域から選定される見込みである。

- 「国道５号線改修事業（バッタンバンーシソポン間）」
- 「国道５号線改修事業（プレッククダムースレアマアム間）」
- 「国道５号線改修事業（スレアマアムーバッタンバン間及びシソポンーポイペト間）」

（６）各期待される成果のねらい

上記２．（７）で言及した各期待される成果のねらいとしては以下の通りである。詳細計画策定フェーズ時においては、以下のねらいに留意して、C/P機関と協働して、各期待される成果の指標や活動計画に関して検討し、詳細計画を策定すること。

1) 成果１について

成果1では、MPWTや交通警察等関係機関の道路交通事故に関する調査・分析能力の向上に係る活動を狙いとする。カンボジアでは、交通事故情報を集約化する道路交通事故情報データベースシステム（Road Crash and Victim Information Systems（通称、RCVIS））が構築されているが、これまで施策に活用できる程の十分なデータを取得で来ておらず、また活用方法も未熟なことから、 本プロジェクトでは、RCVISの使用状況、運用面の課題点等についてレビューを行い、RCVISのシステムや運用の改善にかかる検討を行う。また、

交通事故データベースの情報を活用し、MPWTや交通警察等関係機関職員の交通事故捜査能力向上や交通事故データの分析能力向上のための研修活動を実施し、さらに、交通事故データを取り纏めた半期及び年次事故報告書の作成を想定している。

2) 成果 2 から 4 について

成果2から4では、交通事故対策に必要と考えられている「道路施設対策（Engineering）」、「交通取締り（Enforcement）」、「教育・啓発（Education）」の、所謂「3つのE」に関するMPWT等C/P機関の能力向上をねらいとした活動を行うことを想定している。

① 成果 2 について

成果2は、「道路施設（Engineering）」に関するMPWT等C/P機関職員の能力の向上を目的とした活動の実施を想定している。具体的には、附帯の円借款事業対象地域である国道5号線上の選定されたパイロットエリアの事故多発地点において、道路交通安全監査を実施する。道路交通監査に関しては、約3か所程度実施することを想定。さらに、道路交通安全監査の結果や提言を基に、同地点における道路技術対策の検討を行い、道路施設対策マニュアルの作成を行う。

② 成果 3 について

成果3は、交通警察官等対象にした「交通取締り（Enforcement）」の能力向上を目的とした活動の実施を想定している。具体的には、附帯の円借款事業対象地域である国道5号線上の選定されたパイロットエリアにおいて、交通違反の状況を調査する。さらには、交通警察官等に対して交通違反取締りに関する研修・訓練を実施し、パイロットエリアにおける実地での交通取締りにおける活動を実施する。これらの交通違反取締に係る訓練、活動の成果を基に、交通違反取締りに係る実施運用マニュアルを作成する。

③ 成果 4 について

成果4に関する活動は、MPWT、交通警察、教育・青年・スポーツ省等を対象に「教育・啓発（Education）」の分野における普及能力向上を目的とした活動の実施を想定している。具体的には、国道5号線沿線パイロットエリアの事故多発地点において、国道5号線を利用する車両や自動二輪車のドライバー、また、歩行者や二輪車の危険行動に対する分析を行い、危険行動を変容するためのアプローチを検討する。検討したアプローチを基に、国道5号線の各利用者に対する交通安全教育の実施、また交通安全教材や、上記一連の教育・普及活動を実施するためのマニュアルの作成等することを想定している。

3) 成果 5 について

成果5に関する活動では、成果1から成果4までの成果を基に、地域の特性（都市・郊外・農村部、人口、子供・高齢者等）の異なる複数のパイロットエリアにおいて、「道路施設対策（Engineering）」、「交通取締り（Enforcement）」、「教育・啓発（Education）」の「3つのE」をより効果的に取り入れた総合交通安全プログラムを実施し、パイロットエリアにおける、交通事故死傷者削減のための最適なアプローチを検討する。する。総合交通安全プログラムの詳細計画の検討の際には、各パイロットエリアの慣習や社会的環境等を考慮し、交

通安全の実施や普及への関与が期待される関係機関（学校、NGO、地方自治体等）を十分巻き込みながら実施すること。総合交通安全プログラムの実施後、プログラムの活動内容や成果、教訓等を報告書に取り纏めるとともに、総合交通安全プログラムの成果普及に向けたワークショップ／セミナーを開催することを想定している。

（７）パイロットサイトの選定

本プロジェクトの成果2から5に関しては、パイロットサイトにおける活動を想定しているため、詳細計画策定フェーズ時にC/P機関と協働して、パイロットエリアを附帯の円借款事業の対象地域から3サイト程度を選定すること。パイロットサイトの選定においては、交通事故件数（高い地域）や属性、地域性（都市・郊外・農村部）等考慮し、可能な限り多様性がでるよう留意すること。。

（８）ベースライン調査及びエンドライン調査

詳細計画策定時にベースライン調査、プロジェクト終了前にベースライン調査で調査した項目についてエンドライン調査を実施する。

ベースライン調査及びエンドライン調査のTOR、調査項目及び方法についてはJICA及びC/P機関と協議して最終化するものとし、現地再委託を認める。なお、ベースライン調査及びエンドライン調査を現地再委託する場合、同一の委託先に同一の契約として委託することが望ましいが、これによらない方法も妥当性を確認されれば認める予定。

（９）プロジェクトの柔軟性の確保について

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P機関のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じてプロジェクトの方向性について、適宜JICAに提言を行うことが求められる。JICAはこれら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（カンボジア側との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることとする。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者がJICAに事前に相談し、合意を得る。その上で、先方実施機関との協議結果とともに、R/D変更[2]のためのM/M（案）及び添付のPDM、POの変更（案）を作成し、提出する。

（１０）カンボジア側実施機関のオーナーシップの確保

プロジェクトの成果の持続性維持や他のエリアへの展開、拡大のために、カンボジア側のオーナーシップの確保と能力強化が重要であることに留意する。このため、本プロジェクトの運営はPDMに沿ったC/Pとの協働作業を基本とし、JICA及び受注者は、カンボジア側C/Pの主体性を尊重し、業務実施プロセスについて十分意識・工夫を行っていくものとする。

---

[2] プロジェクト基本計画に関する事項（R/D本文及びPDM記載項目：案件名称、プロジェクト期間、プロジェクトサイト、ターゲットグループ、相手国実施機関、上位目標、プロジェクト目標、成果、活動、投入、実施体制等）の変更を要する場合は、R/Dの変更が必要。POのスケジュール欄に記載の事項（活動／投入スケジュール等）についてはプロジェクトレベルで修正・合意が可能。

（１１）パイロット事業への予算確保

上記５．（６）のとおり、成果2～4における「3つのE」の能力向上に係る活動、さらに成果5. の総合的交通安全プログラムにおいてパイロット事業を想定している。パイロット事業に係る費用は、カンボジア側負担で実施することを想定している。具体的なパイロット事業については、詳細計画策定フェーズにおいてC/Pと施工内容、実施工程、予算規模などを検討・調整・確定していくものであるが、カンボジア側が予算確保を確実かつ円滑に行えるよう注意すること。

（１２）本邦研修

本プロジェクトでは、日本の道路交通安全に関する基準・経験・教訓を学び、カンボジアでの制度改善、体制構築、教育・研修活動に活かすことを目的として、2021～2023年度の各年度に1回ずつ、計3回の本邦研修を予定している（各回につき研修員約10名、14日間程度）。

業務実施中にJICA及びC/P機関と協議のうえ、内容詳細を変更することは可とするが、プロポーザルにて本邦研修の内容を提案すること。

また、実施時期はJICA及びC/P機関と協議のうえ、確定する。日本とカンボジア双方におけるコロナ禍に係る水際防疫措置、並びに2021年度においてはオリンピック・パラリンピック開催の影響に注意すること。なお、研修実施にあたっては研修詳細計画書を作成し、打合簿にて確認すること。

（１３）広報・啓発活動

本プロジェクトはMPWT及び関係機関の道路交通安全に関する組織能力及び実施能力の向上を図ることでカンボジアの交通環境を改善し交通事故死者数の減少を達成していくものであるが、同時にプロジェクトの意義・活動・成果を広く知らしめていくことで、ドライバー等のマインドセットを変えていくことが重要と考えられる。業務実施にあたっては、メディア等を通じた発信、MPWT等C/P機関のオフィシャル・サイトでの活動内容の掲載、交通安全キャンペーンの開催や各成果における研修活動、MPWT主催ワークショップ／セミナー時に相乗りで啓発を行うなど、各種機会を活かして積極的に周知活動を行っていくこと。日本向けには、JICA技術協力プロジェクトホームページにおいて、本プロジェクトの紹介ページを作成し、活動・成果等を定期的に発信することなどを想定している。

上記項目を参考にして、本プロジェクトにおける広報・啓発方法をプロポーザルで提案すること（少なくとも、下記６．（１１）のプロジェクト終了時の現地セミナーは実施を想定している）。セミナー等での啓発は、基本的にはカンボジア側C/P施設・設備やJICA施設・設備を活用して実施することを想定しているが、啓発キャンペーン等に必要な経費やセミナー開催にあたり必要となる費用（会場賃借料以外。会場賃借料はカンボジア側負担を想定）があれば、本見積にて計上すること。

（１４）期分け

本業務については、以下の2つの契約期間に分けて実施することを想定する。

・第1期（詳細計画策定フェーズ）：2021年2月中旬～2021年4月中旬

・第2期（本格活動実施フェーズ）：2021年4月中旬～2024年4月中旬[3]

このため、それぞれの契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等についてJICAが指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。

（１５）執務室の提供

R/Dに記載のとおり、カンボジア側MPWTにて、執務室（執務机・椅子や空調等の基本的なオフィス家具を含む）を準備する予定である。このため、執務室賃貸料については、見積書への計上は不要である。

（１６）環境社会配慮

JICA「環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）において、本業務は環境や社会への望ましくない影響が最小限あるいはほとんどないと判断されたため、カテゴリCに分類されている。今後、実施途上においても環境や社会への負の影響が生じる事業が計画、実施される見込みはないと考えられるものの、同ガイドラインを参照のうえ、万が一カテゴリB以上に分類されるような状況に至る可能性があれば、速やかにJICAに報告し、C/P側との協議を行うこととする。斯様な場合、適宜カテゴリ分類を見直し、業務内容の変更を行うと共に、カンボジア国環境関連法規に基づく必要な措置を講じることとする。

（１７）JICA 内部プラットフォーム及び JICA 外部関係機関・組織

JICA交通安全関連プロジェクトの知見・経験・教訓を集約、それらプロジェクトの横断的実施管理、開発効果増大に向けた支援検討、協力効果の検証を行う「交通安全プラットフォーム」がJICA内部に設置される予定である。プロジェクトの実施にあたり、情報提供を始めとしたプラットフォームへの協力、プラットフォーム会合時の報告、プラットフォームを介した他プロジェクトとの連携を行うこと。

また世界銀国（WB）、国際自動車連盟（FIA）、アジア開発銀行（ADB）他の国際機関が共同で、アジア太平洋地域の交通安全に資する枠組み（Road Safety Observatory）にて事故データベースの共通項目設定等を働きかけている。本邦の国土交通省では「日ASEAN交通連携」事業の中で、道路交通安全分野の協力に取り組んでいる。公益財団法人国際交通安全学会（International Association of Traffic and Safety Sciences。以下、「IATSS」という。）では、交通安全に係る研究活動を開発途上国で継続的に実施してきており、現在も「東南アジアのモデル地区における情報共有型交通安全対策スキームの社会実装」を実施中である。加えて同国には多数の日本企業（特に自動車メーカー）が進出しており、独自の交通安全キャンペーンを開催している。本プロジェクトの協力効果の最大化のためには、これら機関・組織との連携・協働にも留意しつつ、業務を実施する。

（１８）ジェンダー、社会的弱者への配慮

本プロジェクトの活動実施においては、ジェンダー主流化ニーズを確認す

[3] 詳細計画策定フェーズにおいて、プロジェクト期間の詳細を検討予定。

ること。交通事故等の情報収集・分析の際は、男女別、子供、高齢者、障害者等ジェンダー、社会的弱者に配慮し、これらの属性別に情報収集・分析結果の抽出を可能な限り行うこと。また、交通安全教育や啓発に係る活動やセミナー等を実施する際には、男女が平等に含まれるよう配慮し、子供、高齢者、障害者等の社会的弱者も可能な限り参加できるよう配慮すること。

-

（１９）新型コロナウィルス感染症流行の影響

2020年初頭からの新型コロナウィルス感染症の世界的蔓延に伴い、日カンボジア政府による出入国の制限や航空便の減少といった影響が出ている。本業務の実施にあたっては相当の柔軟性をもって対応することが必須となる。特に業務開始当初においては、現地渡航の制限が緩和されていない可能性もあるため、オンラインでの協議体制を構築して対応するなど国内での業務実施を想定する必要がある。国ごとに今後の情勢は異なるものの、現時点での前提条件としては2020年度第4四半期から現地渡航等の制限が緩和される想定で、プロポーザルを作成すること。

６．業務の内容

本業務は、上記５．（４）のとおり「詳細計画策定フェーズ」と「本格活動実施フェーズ」に分け、以下の業務内容を想定している。尚、新型コロナウィルスの影響を受け現地渡航が困難となる可能性もあるため、遠隔での事業実施の方法についてもプロポーザルに記載すること。

加えて、詳細計画策定フェーズの活動結果次第では本格活動実施フェーズの活動内容を変更する可能性がある点につき留意すること。なお、活動変更に伴う業務追加等は、契約変更にて対応することとする。

【詳細計画策定フェーズ：2021年2月中旬～2021年4月中旬】

（１）ワークプラン（第1期）案の作成

本プロジェクトにかかる基本計画策定調査結果やR/D等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、本業務実施の基本方針、また詳細計画策定フェーズにおける業務実施方法や工程計画等を作成し、これらをワークプラン（第1期）案として取り纏める。

（２）ワークプラン（第1期）の説明・協議、確定

現地業務開始後にワークプラン（第1期）案をカンボジア側C/P機関の関係者等に説明し、プロジェクトの全体像を共有した上でワークプラン案についての協議を行う。

（３）関連資料の収集とレビュー

本プロジェクトに関連するカンボジアの交通安全分野に関する資料･情報に関して、以下の事項等を含め、C/P機関と協働で必要な情報収集・現状把握を行う。

- カンボジアにおける交通安全政策・計画
- 交通安全分野に関する法制度
- NRSC の体制、意思決定プロセス
- C/P 機関の交通安全分野の財源・予算計画

- 交通事故情報（事故件数、死傷者数、発生原因、被害者属性等）
- カンボジア関係機関の交通取締りに関する体制、取締件数、取締内容
- カンボジア国内の交通安全に関する普及・啓発活動
- 国道５号線改修事業の実施状況他ドナーの交通安全分野の支援状況

（４）プロジェクト詳細計画の検討及びベースライン調査の実施

基本計画策定調査時に合意したR/Dを基に、基本計画策定時に暫定もしくは未定となっていたPDM及びPOの事項に関して、カンボジア側との関係機関と協議の上定める。

本プロジェクトのモニタリングに必要とされる各種指標の基準値・目標値案に関して、C/P機関と協議の上、共同でベースライン調査を実施し、設定を行う。ベースライン調査は、特定したパイロットエリアにおける交通事故死者や交通事故形態、また、PDMの各成果に関するカンボジア関係機関の実施能力の状況等について調査することを想定している。ベースライン調査の調査内容、手法については、プロポーザルで提案すること。

PDM及びPOの最終案に関しては、本格活動実施フェーズ前に、第1回JCCにおいて承認されることを想定している。

【本格活動実施フェーズ：2021年4月中旬～2024年4月中旬[4]】

（５）ワークプラン（第2期）の作成と合意

上記詳細計画策定フェーズ時に最終化・合意されたPDM及びPOの目標達成や活動実施が着実に遂行されるよう、本格活動フェーズ時における業務実施の基本方針・方法、また業務工程計画等を作成し、これらをワークプラン（第2期）案として取り纏める。

（６）ワークプラン（第2期）の確定

現地業務開始後にワークプラン（第2期）案をカンボジア側C/P機関の関係者等に説明し、プロジェクトの全体像を共有した上でワークプラン案についての協議を行う。

（７）JCCの開催

カンボジア側C/P機関が主体となって、6ヵ月に1回（必要に応じて追加の開催もありうる）の開催頻度を目途にJCCを実施する。本業務実施契約の業務従事者（業務主任者等）は、JCCに参加すると共に、C/Pと協力して会議資料等の作成を行うこと。第1回JCCでは、本プロジェクトの詳細計画策定フェーズにおいて作成したPDM、PO等の最終案について承認する想定。第1回目のJCC以降については、モニタリングシートを活用して活動内容の進捗を行うとともに、今後の活動計画の承認を得る。また、プロジェクト実施にあたって確認された課題点を報告するとともに、必要に応じてPDM、PO等の改訂を提案し、承認を得る。JCCの協議結果は、別途協議議事録として取り纏め、プロジェクト進捗状況と課題、JCC開催時点までに得られた成果について関係機関で広く共有し、必要に応じて課題への対応策を検討する。

[4] 詳細計画策定フェーズにおいて、本格活動実施フェーズ期間の詳細を検討予定。

（８）ワークプラン（第2期）に基づく活動推進

ワークプラン（第2期）に基づき、カンボジア側C/P機関と協働して、策定されたPDMの目標達成に向けて活動を推進する。

（９）本邦研修の実施

技術移転の一環として、プロジェクト目標及び成果達成に資する本邦研修を、1回約10名14日間程度として計3回の実施を想定している。C/Pでそれ以上の研修参加者を望む場合は、本邦側受入能力を考慮しつつカンボジア側自国負担として調整する。

本邦研修は、発注者が別途定める「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」（2017年6月）に基づき実施する。同ガイドラインに記載の「受入業務」「監理業務」「実施業務」のうち、「受入業務」「監理業務」はJICAが行い、受注者は「実施業務」を行う。主な業務は以下のとおり。

１）研修カリキュラムの策定
２）研修受入先選定、内諾取付け
３）研修受講候補者が作成するアプリケーションフォームの記入指導及び取付け支援
４）研修受入先との日程及び研修内容の調整
５）研修の実施（経費精算を含む）
６）研修成果の業務への活用促進

プロジェクト目標及び成果達成に必要と思われる研修先、研修内容、時期、期間等をプロポーザルで提案し、上記ガイドラインをよく参照した上で、必要な経費を別見積に計上すること。

なお、業務実施中にJICA及びC/P機関と協議のうえ、先方ニーズに応じた研修内容の変更は可とする。研修実施にあたっては、研修詳細計画書を作成し、打合簿にて確認すること。

（１０）現地普及セミナーの開催

本プロジェクト終了時期に、プロジェクトの成果を普及することを目的に、パイロットエリア内において、現地セミナーの開催を想定している（3回程度を想定（各パイロットエリアにつき1回）100人程度）。開催にあたっては、本プロジェクトのC/P機関に加え、地方行政機関・学校、周辺住民、交通安全分野の事業を実施している他ドナー機関等広く参加を呼びかけ、本プロジェクトの活動、成果、また課題等に関して意見交換を行うことを想定している。現地セミナーの詳細な内容、開催時期、招待者、実施方法については、本プロジェクト実施中にC/Pと調整すること。

なおセミナーの開催は、基本的にはカンボジア側C/P施設･設備やJICA施設･設備を活用して実施することを想定しているが、啓発キャンペーン等に必要な経費やセミナー開催にあたり必要となる費用（会場賃借料以外。会場賃借料はカンボジア側負担を想定）があれば、本見積にて計上すること。

（１１）エンドライン調査の実施

本プロジェクトの終了数か月前頃にPDMで設定した指標に対する達成状況を確認するため、エンドライン調査を実施する。

（１２）プロジェクト事業完了報告書（PC/R）の作成

プロジェクト全期間の活動内容とプロジェクト目標の達成度と併せて、今後の類似プロジェクトでの活用を想定し、実施運営上の工夫や課題・教訓を取りまとめる。報告書の内容についてはカンボジア側に説明し、合意を得た上で、JICAカンボジア事務所に提出すること。その後JICAからのコメントを踏まえて報告書案を修正し、JCCで合同レビューを実施し、その結果を踏まえ報告書を修正、確定する。したがって、ドラフトPC/Rは、業務完了の3ヵ月程度前を目途として、余裕を持って提出することが望ましい。

７．報告書等

（１）報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。各報告書の提出にあたっては、C/Pと協働で作成にあたること。また、プロジェクト事業完了報告書（PC/R）には技術協力作成資料を添付するものとする。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

期	報告書等	時期等	言語・部数
第1期	業務計画書 （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10営業日以内	和文3部
	ワークプラン（第1期）	第1期契約締結約1ヶ月後	英文3部
	業務完了報告書（第1期）	第１期契約終了時	和文3部 英文3部
第2期[5]	業務計画書 （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10営業日以内	和文3部
	ワークプラン（第2期）	第2期契約締結後約1ヶ月以内	英文2部
	ベースライン調査報告書	第2期契約締結後約3ヶ月以内	英文2部
	Monitoring Sheet Ver.1	第2期契約締結6ヶ月後	英文2部
	Monitoring Sheet Ver.2	Ver.1提出の6ヶ月後	英文2部
	Monitoring Sheet Ver.3	Ver.2提出の6ヶ月後	英文2部
	Monitoring Sheet Ver.4	Ver.3提出の6ヶ月後	英文2部
	Monitoring Sheet Ver.5	Ver.4提出の6ヶ月後	英文2部

[5] 詳細計画策定フェーズでプロジェクト期間の詳細を検討予定であり、検討結果に応じてMonitoring Sheetの提出頻度やプロジェクト事業完了報告書の提出時期が変更される可能性がある。

	Monitoring Sheet Ver.6	Ver.5提出の6ヶ月後	英文2部
	プロジェクト事業完了報告書（PC/R）	第2期契約終了時	和文5部 英文13部 CD-R X枚

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R等）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2020年1月）」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は、JICAと受注者で協議、確認する。

各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じて図や表を活用して読みやすいものとすること。報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保できるよう留意する。各報告書が分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるように工夫すること。また、結果のみでなくデータ及び情報の根拠となる基準や出典あるいはその検討過程に関する記述・導出法を明記すること。

（２）技術協力作成資料

業務を通じて作成された以下の資料等[6]を入手の上、プロジェクト事業完了報告書に添付して提出すること。

ア　半期・年次事故報告書
イ　道路施設対策マニュアル
ウ　交通違反取締りに係る実施運用マニュアル
エ　行動変容に関する活動マニュアル。
オ　総合交通安全プログラム報告書

（３）コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第７条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに報告する。なお、カンボジア側と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

ア　今月の進捗、来月の計画、当面の課題（2ページ程度）
イ　活動に関する写真（1ページ程度）
ウ　Work Breakdown Structure（WBS）
エ　業務従事者の従事計画／実績表
オ　貸与物品リスト

[6] 詳細計画策定フェーズにおいて、PDMの詳細な活動内容や指標を検討する中で、業務を通じて作成する資料等も追加、変更する可能性があり、PDMが最終化した段階で、提出する資料等についても改めて発注者と確認予定。

第４　業務実施上の条件

１．業務の工程

本プロジェクトの期間は現状39ヵ月間を想定[7]しており、本業務については以下の2つの期間に分けて業務を実施する。ただし、新型コロナウィルス感染症の世界的な蔓延の影響を鑑み、業務実施中にJICAと受注者間で協議の上、必要に応じて履行期間を延長する場合がある。

以下の2つの期間に分けて業務を実施する。

（１）第1期（詳細計画策定フェーズ）：2021年2月中旬～2021年4月中旬

（２）第2期（本格活動実施フェーズ）：2021年4月中旬～2024年4月中旬[8]

２．業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（１）業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

第1期　10.17 M/M

（全体）103.17 M/M

（２）業務従事者の構成（案）

業務の内容及び業務の工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合は、その理由及び人材費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

１）業務主任者／交通安全計画（1号）
２）交通事故データベース及びマクロ分析（3号）
３）交通事故詳細分析
４）交通事故捜査
５）道路交通工学
６）道路交通安全監査／道路施設計画
７）交通規則・交通取締り
８）交通安全教育
９）社会調査／モデル事業計画
１０）啓発・PR／業務調整

３．対象国の便宜供与

便宜供与の詳細は当該プロジェクトに係るR/Dに記載のとおりであるが、現在のところ以下がカンボジア側によって準備される予定である。

・C/Pの配置（MPWT等の職員）
・執務室（MPWT建屋内）
・JICA専門家のプロジェクト地域へのアクセス許可

[7] 詳細計画策定フェーズにおいて、プロジェクト期間の詳細を検討予定であり、変更の可能性あり。
[8] 同上。

・JICA専門家へのIDカードの貸与（必要に応じて）
・パイロット事業に係る人員・経費
・カンボジア国内での研修・セミナーの開催経費及びカンボジア側参加者旅費・日当

４．配布資料及び公開資料

（１）配布資料

１）本プロジェクトのR/D
２）National Road Safety Policy (National Road Safety Committee, 2014)
３）National Road Safety Action Plan 2011-2020 (National Road Safety Committee, 2011)
４）2017 Summary Report: Road Crashes and Casualties in Cambodia (National Road Safety Committee, 2018)

（２）公開資料

１）ODA見える化サイト「国道5号線改修事業（バッタンバン-シソポン間）」
https://www.jica.go.jp/oda/project/CP-P13/index.html
ODA見える化サイト「国道5号線改修事業（バッタンバン-シソポン間）（第二期）」
https://www.jica.go.jp/oda/project/CP-P20/index.html
ODA見える化サイト「国道5号線改修事業（プレッククダム-スレアマアム間）（1）」
https://www.jica.go.jp/oda/project/CP-P16/index.html
ODA見える化サイト「国道5号線改修事業（プレッククダム - スレアマアム間）（2）」
https://www.jica.go.jp/oda/project/CP-P19/index.html
ODA見える化サイト「国道5号線改修事業（スレアマアム-バッタンバン間及びシソポン-ポイペト間）（第一期）」
https://www.jica.go.jp/oda/project/CP-P17/index.html
２）「ベトナム国　交通警察官研修強化プロジェクト　外部事後評価報告書」（2017年11月）
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_0901499_4_f.pdf
３）「プロジェクト研究　開発途上国における交通安全への取り組み ファイナルレポート要約」（2016年6月）
https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000026643.html
「プロジェクト研究　開発途上国における交通安全への取り組み ファイナルレポート」（2016年6月）
https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000026644.html

５．資機材の調達

本業務遂行上、必要な資機材があればプロポーザルにて提案すること。当該資機材購入費（輸送費を含む）は別見積として計上すること。

なお、本業務実施のために本邦あるいは第三国から携行する受注者所有の資機材のうち、本邦あるいは第三国に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、必要な手続きを行うものとする。実施にあっては、発注者が別途定める「コンサルタント等契約における物品･機材の調達･管理ガイドライン」

（2017年6月）、「JICA輸出管理ガイドライン（業務受託者向け）」（2017年6月）に基づいて行う。

６．現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。またその他現地再委託により実施が適当と認められるものはプロポーザルにて提案すること。

（１）ベースライン調査
（２）エンドライン調査
（３）広報・啓発活動のための資材・教材作成

この他の業務でも現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・ＮＧＯ等に再委託して実施することを認める場合がある。現地再委託にて実施することが効率的、経済的と考える作業項目がある場合、理由を付してプロポーザルで提案すること。当該提案に係る経費は本見積にて計上すること。

なお、現地再委託にあっては、発注者が別途定める「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」（2017年4月）に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

７．その他の留意事項

（１）複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結するため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

（２）コンプライアンスの確保

本業務を実施するにあたり、不正行為の防止のためのコンプライアンス確保の体制について、提案があればプロポーザルにて記載すること。

（３）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。外務省海外安全ホームページ（http://www.anzen.mofa.go.jp/）などにより最新の関連情報の入手に努め、渡航の際には外務省の「たびレジ」への登録を行うこと。また同国の治安状況については、JICAカンボジア事務所や在カンボジア日本大使館などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。

現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

（４）不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、発注者が別途定める「JICA不正腐敗防止ガイダ

ンス」（2014年10月）の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以　上